

自治会ハンドブック

～自治会活動や自治会役員の引継ぎ資料としてご活用下さい～



小平市

～目次～

自治会とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
自治会の活動例・・・・・・・・・・	2
自治会を結成するには・・・・・・・・	3
自治会会則例・・・・・・・・・・	5
自治会組織図例・・・・・・・・・・	6
自治会長の変更・・・・・・・・・・	7
自治会活動に関する Q&A・・・・・・・・	9
自治会活動と個人情報・・・・・・・・	11
自治会名義で不動産登記を行うには・・・	14
市から自治会への支援(補助金等)・・・・・・・・	15
自治会へのご案内(各種相談、募集等)・・・	28

自治会とは

自治会とは、地域の人たちが集まって運営している最も身近な組織です。

生活するうえで、一人の力では解決できないことや準備できないことなど、地域の課題をみんなで解決し、住みよくするために活動を行っております。

きれいに掃除された道路や公園、暗い道に設置された防犯灯、夜の見回り活動など、安全な生活には自治会の活動が関わっています。こうした安全な生活は、たくさんの人の協力や、顔が見える関係があって実現できます。

地域に顔を出すことは、自分のまわりの良好な住環境をつくり、災害時の助け合いにつながります。

困った時にお互い助け合う関係を、自治会を通して築きましょう。

自治会の活動例

◎防災活動

地震などの災害に備えて、防災訓練の実施、夜の見回り活動などを行っています。

◎防犯活動

住民の方が犯罪被害にあわないよう、防犯パトロールや講習会の開催、防犯灯の設置・維持管理を行っています。

◎市政情報の提供

自治会報、市からのお知らせなど、市内町内の暮らしに必要な情報を会員の皆さんに提供しています。

◎環境美化・資源リサイクル活動

地域・公園の清掃、資源回収活動への参加を行っています。

◎地域福祉活動

子どもからお年寄りまで、地域の皆さんが互いに支えあって生活できるよう地域のつながりを深める活動をしています。

◎社会福祉活動

赤い羽根募金・歳末助け合いなどの募金活動を行っています。

◎親睦活動

地域の皆さんの交流をはじめ、連帯感を高める夏祭りや盆踊りなどのイベントを実施しています。

自治会を結成するには

1. 結成を希望するみなさんで話し合ってください

自治会を結成するためには、地域のみなさんの「意思統一」が必要です。どのような考え方（理念）で、どのような運営や活動をしていくのかを話し合ってみることが大切です。親睦活動が中心ということであっても、「組織」ですから、必ず「会長」や「会計」などの役員も必要です。このような点も含めて話し合いをし、不公平感の出ないような形を模索する必要があります。

2. 会則を作ってください

自治会も社会的組織のひとつですから、運営上のルールを明文化する必要があります。どのような項目を明記するのかに決まりはありませんが、

- [1] 自治会名を決める、
- [2] 目的を明確にする、
- [3] 役員の配置を決めて改選手続きを明確にする、
- [4] 会費の徴収と管理に関する事項を明確にする、

などの部分はハッキリさせておくべきでしょう。

会則作りの場面では、理想論を追及しやすい傾向があります。細かいことまで決めてしまうと、かえって自由度を減らしてしまい、自分たちの活動を制約してしまうことがありますので、注意してください。

3. 結成届を市に提出してください。

「結成届」に区域図・会則・会員名簿を添えて、市に提出すると、小平市自治会登録名簿に記載されます。

自治会は、自主的組織なので必ずしも市に届け出る必要はありませんが、各種の助成制度を受けるためには、登録しておく必要があります。

また、隣接する自治会や、小平警察署、小平消防署へも連絡をしておくとい良いでしょう。

_____自治会 会則（例）

（名称）

第1条 本会は、_____自治会と称する。

（目的）

第2条 本会は会員相互の親睦融和を図り、生活向上と共同福祉の増進、文化の向上に努めることを目的とする。

（構成）

第3条 この自治会は、_____番地から_____番地までの区域に居住する世帯を基本に構成する。各世帯の世帯主を各々の代表者とする。

（役員）

第4条 この自治会には、次の役員を置く。
自治会長 1名、会計 1名、班長 ____名

（任期）

第5条 役員の任期は1年とし、自治会長の合意により留任ができるものとする。

（会議）

第6条 役員会は、自治会長が召集し会議の議長となる。
2 会員から請求があった場合には、自治会長は総会を開かなければならない。

（任務）

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。
(1) 自治会の運営に関すること。
(2) 防犯灯の管理に関すること。
(3) 市の補助金交付申請手続きに関すること。
(4) その他、必要な事項。

（会計年度）

第8条 自治会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終了するものとする。

（経理）

第9条 自治会の運営に要する費用は、市などから交付される補助金と会費をもって充てる。
2 会費は年間_____円とし、年度当初に徴収する。
3 会長は、年度末の会計報告において支出が収入を超えている場合、臨時会費を会員から集めることができる。

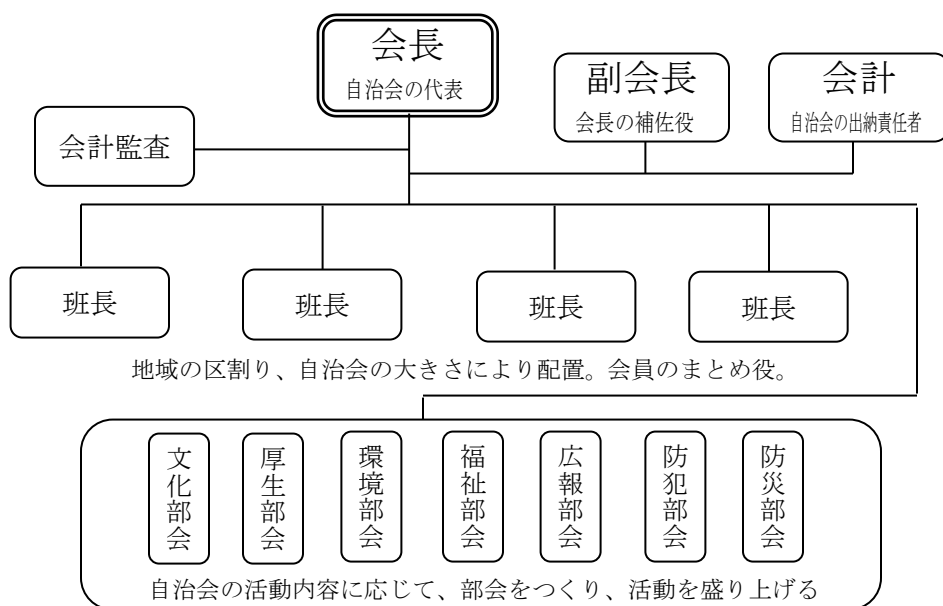
（その他）

第10条 この規約に定めのない事項、ならびに会の運営上に必要な事項は、役員会において定める。

付 則

この規約は、令和____年____月____日から適用する。

自治会組織図（例）



自治会の年間活動（例）

月	イベント	内容
4月	総会	予算、決算を議決し組織運営の透明性を確保する
5月	清掃活動	環境美化活動を通し、地域との関わりを深める
6月	勉強会	地域の課題を共通認識し、講演会などを聴講する
7月	七夕会（夜間）	日中の活動に参加できない会員にも参加してもらう
8月	子ども工作教室	技術のある会員に活躍してもらい、世代間交流を図る
9月	防災訓練	地域の防災意識を高め、安全な地域づくりを行う
10月	自治会親睦会	バス旅行等により会員同士の親睦を深める
11月	防犯パトロール	地域の防犯意識を高める
12月	もちつき大会	子ども会と協力し、世代間の交流を図る
1月	新年会	地域の伝統的な年中行事を、自治会で行う
2月	敬老祝賀会	普段は活動に参加しない高齢者にも参加してもらう
3月	近隣交流会	近隣の自治会と意見交換等を行い、交流を深める

自治会長の変更

会長の交代がありましたら、新会長（または新会長の配偶者）より氏名・住所・電話番号を市民協働・男女参画推進課までご連絡ください。

また、小平消防署、小平市社会福祉協議会にも連絡をお願いします。

[1] ログフォームで変更の届出をする

下の二次元コードを読み取るか、小平市ホームページ「自治会長（町会長）が変更になったときはお知らせください」

（<https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/060/060076.html>）のページから自治会長等変更届ログフォーム（外部リンク）へお進みください。



[2] 紙の変更届で届出をする

市民協働・男女参画推進課コミュニティ担当へお問い合わせください。

[3] 電話で届出をする

市民協働・男女参画推進課コミュニティ担当へお電話ください。

自治会長等変更届

小平市長 殿

令和 年 月 日

自治会長(代表者)を変更しましたので、次のとおり届けます。

No.			
自治会名	自治会・町会		
ふりがな 新会長氏名			
住所	小平市	町番(番地)	丁目号(号室)
電話番号	()		
任期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
旧会長氏名			
世帯数	世帯	班数	班
自治会長の連絡先の運用についての同意欄 変更届にあたり、自治会長(代表者)の個人情報の運用について次のことについて同意します。 1 次に掲げる市の機関は、行政目的上(自治会等への周知・連絡・協力依頼など)の必要がある場合に自治会台帳を閲覧することができるものとします。 小平市、小平市教育委員会(市立小中学校等を含む)、小平市議会、小平市選挙管理委員会、小平市監査委員会、小平市農業委員会、小平市固定資産評価審査委員会 2 次の団体は、行政目的上(自治会等への周知・連絡・協力依頼など)の必要のために自治会台帳の閲覧を希望する場合において、その妥当性を小平市が判断した結果、適当と認めた場合に閲覧を許可します。 国、東京都(警視庁小平警察署・東京消防庁小平消防署・東京都多摩小平保健所等を含む)、他の地方公共団体 会長同意欄 _____ 印 ※同意いただける場合は、押印もしくは会長の自署をお願いします。 ※同意いただけない場合は、同意欄に×印のご記入をお願いします(閲覧リストには記載されません)。			

<自治会長等変更届のその他届出方法について>

- ・ロゴフォームによる届出または、電話による届出もできます。
- ・ロゴフォームによる届出の場合は、右記の二次元コードを読み取るか小平市HPをご確認ください。
- ・電話による届出の場合は、市民協働・男女参画推進課コミュニティ担当(TEL 042-346-9532)にお電話ください。



※ 下記の行政機関への変更の連絡は、各自治会で直接お願いします。

- | | | |
|--------------------------|--------------|------|
| ◎ 小平消防署 | 042-341-0119 | (代表) |
| ◎ 小平市社会福祉協議会(ボランティアセンター) | 042-346-1424 | (代表) |

【自治会活動に関するQ&A】

Q. 小平市内の自治会の状況は？

A. 現在、小平市に届出のある自治会は約360団体あり、呼称は自治会、町会、マンション管理組合など様々です。

小平市内の自治会を構成している会員の世帯数は、4世帯～1000世帯超と様々な形態をとっていますが、約8割は100世帯未満の自治会となっています。

Q. 隣接する自治会を知るには？

A. 小平市ホームページに掲載しております「自治会マップ」で自治会の区域・会費・世帯数をご確認いただけます。

会長の連絡先については個人情報となりますので、市民協働・男女参画推進課までお問い合わせください。

Q. 自治会と市役所はどんな関係？

A. 市から自治会に対しては、広報物の回覧依頼や、自治会で管理する防犯灯についての補助等を行っておりますが、自治会は市役所とは別の地域住民による自由な集まりです。

Q. 若い会員を増やしたいのですが。

A. ライフスタイルの変化により、共働き世帯が増えています。共働き世帯は、平日に自治会活動ができないため、自治会に加入できないケースは少なくありません。また、子育て世代は悩みが多いものです。

平日と休日の活動を分担したり、子育て世代向けのメニューをつくってみるなど、活動の工夫を行うことが若い会員の加入促進につながるかもしれません。

また、学生の単身者の方でも、ご近所とコミュニケーションをとりたい方や、自治会活動に興味がある方もいらっしゃいます。学業優先での活動参加や、学生の自治会費の割引などの学生会員の規定を会則につくっておくと学生さんは参加しやすくなります。

Q. 高齢者の脱会が多く、会員が減っています。

A. 高齢で役員ができなくなることが原因の一つとして考えられます。役員を一期ごとの輪番制で回している場合、その期は会長補佐役を配置する、大きな行事については行事担当を設け担当制で行うなど、役員が過度な負担とならないよう自治会全体で配慮を行うことも一つの解決方法です。

Q. これからの自治会活動とは？

A. 住居を構えると、そこを中心に一定の生活の場ができ、近所の方と生活の場を共有することになります。自分の生活の場が、きれいで、安心して安全であることは、すべての人が願うことです。

現在保たれている、きれいで、安心して安全な生活環境は、これまでの協力の賜であり、これからはなくてはならないものです。

さらに、高齢者への支援、防災・防犯など、住民の生活に直結する様々な課題が増えております。この生活の場を単位として、地域の様々な課題に主体的に取り組む自治会の役割は、より一層重要なものになると考えられます。

【自治会活動と個人情報】

平成29年5月30日に改正個人情報保護法が施行され、自治会を含む全ての事業者に個人情報保護法が適用されるようになりました。従来から個人情報を適切に取り扱っていれば大きな負担とはなりませんが、法改正に伴い、自治会においても個人情報の適切な管理と取扱いが必要です。

個人情報とは

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをさします。氏名だけでなく、住所や電話番号、自治会における役職等も、氏名とひも付けて管理している場合は個人情報になります。

個人情報保護のポイント

1. 個人情報を取得する時は、利用目的を本人に伝える
2. 個人情報を利用する時は、利用目的以外に使用しない
3. 個人情報を第三者に提供する時は、本人の同意を得る
4. 個人情報を保管する時は、安全に管理する
5. 個人情報の取扱いに関する苦情等に対応する

個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、マイナンバーなどを含む個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために設置された機関です。個人情報保護法質問ダイヤルでは、個人情報保護法等の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えします。

電話番号 03-6457-9849

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

個人情報を集める・保管するときのルール

タイミング	ルール	自治会での具体的な対応例
個人情報を集める前	個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。	「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と利用目的を特定する必要があります。
個人情報を集めるとき	本人から書面で個人情報を取得する場合には、本人に対して利用目的を明示する。	個人情報を集める際に配布する用紙に、利用目的を記載する必要があります。
個人情報を保管しているとき	(安全管理措置) 集めた個人情報の漏えい防止のために適切な措置を講じる。	自治会等の事務局において盗難・紛失等の無いよう適切に管理する必要があります。また、名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売禁止などの注意を呼びかけることも重要です。
	(保有する個人情報の訂正等) 集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続きの方法等を本人の知り得る状態にしておき、請求に応じて訂正する。	個人情報を集める際に配布する書面に、訂正等に関する問い合わせ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められた場合、適切に対応する必要があります。

個人情報を第三者に提供するときのルール

実施事項	ルール	自治会での具体的な対応例
本人の同意の取得	本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。ただし、以下の場合は、同意を得なくても提供できる。 ・法令に基づく場合 ・人の生命、財産を守る場合 ・委託先に提供する場合	「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えた上で、任意で個人情報を提供してもらえれば同意を得たこととなります。また、以下の場合は同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。 ・警察からの照会 ・災害発生時の安否確認 ・会員名簿の印刷を業者に委託する場合
提供に関する記録義務	提供先などを記録し、一定期間保管する。	名簿に配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。
委託先の監督	個人情報を委託先に提供する場合適切な監督を行う。	名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。（情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡す等）

【自治会名義で不動産登記を行うには】

自治会（地縁による団体）が地域的な共同活動を行うための土地や建物を所有する場合で、自治会の名義で不動産登記をするには、地縁による団体としての法人格を取得する必要があります。

地縁による団体として認可を受けるには

地縁による団体が法人格を取得するには、市長の認可が必要です（登記所での法人登記ではありません）。

■以下の要件を備えている必要があります。（地方自治法第260条の2）

- ①その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ②その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④規約を定めていること。

手続きの詳細については、

市民協働・男女参画推進課 コミュニティ担当

☎042-346-9532 までお問い合わせください。

市から自治会への支援（補助金等）

※令和7年4月時点のものです。内容は変更となる場合がございます。

自治会等事務交付金・・・・・・・・・・	15ページ
自治会等防犯灯電気料補助・・・・・・・・	16ページ
自治会等防犯灯設置費補助・・・・・・・・	17ページ
自治会等防犯灯維持管理費補助・・・・・・	18ページ
自治会等掲示板設置費補助・・・・・・・・	19ページ
私道補修工事補助・・・・・・・・・・	20ページ
資源回収団体補助金・・・・・・・・・・	21ページ
自主防災組織・・・・・・・・・・	22ページ
自治会消火器等購入設置費補助・・・・・・	24ページ
地域コミュニティ用備品の貸出・・・・	25ページ
イベント用食器・容器の貸出・・・・	26ページ

自治会等事務交付金

市と自治会等の円滑な協力関係を推進することを目的として、自治会等の活動費の一部を交付する制度です。

	内 容
受付期間	9月から翌年1月 毎年、9月に申請用紙を自治会の代表者の方にお送りしますので、必要事項を記入して提出してください。
補助金額	100円×「その年の9月1日の自治会加入世帯数」 ※自治会加入世帯が10世帯に満たない自治会は、一律1,000円となります。
申請方法	≪提出書類≫ ①自治会等事務交付金交付申請書 ②請求書
補助の条件	その年の9月1日に市に自治会登録をしている自治会・町会であること。
交付決定	審査のうえ、代表者の方に通知した後、請求書に記載された口座に振り込みます。

問合せ先

市民協働・男女参画推進課 コミュニティ担当

電話 042-346-9532

自治会等防犯灯電気料補助

自治会等で管理されている私道上にある防犯灯の電気料を補助する制度です。新たに防犯灯を設置した時には、申請が必要です。

	内 容
受付期間	随時
補助金額	当該防犯灯にかかる電気料の全額
申請方法	＜提出書類＞ ①自治会等防犯灯電気料補助金申請書 ②請求書 ③自治会等の名義で電気料を支払った領収書の写し
補助の条件	①市に届出を行った自治会等が所有しているものであること。 ②防犯の目的のため、私道上などの一般公共のための街灯であること。（門灯、駐車場のみを照らす防犯灯は対象外です）
交付決定	初回の補助は審査のうえ、代表者の方に通知した後、請求書に記載された口座に振り込みます。 2回目以降は、小平市の電気料集約口座からの引き落としになります。 ※初回の申請時期により、2回目も振込による補助となる場合があります。

問合せ先

市民協働・男女参画推進課 コミュニティ担当

電話 042-346-9532

自治会等防犯灯設置費補助

自治会等で管理している私道上にある防犯灯の設置、建替の費用を補助する制度です。

	内容
受付期間	随時 ※ただし、年度内の申請が市の年度の予算を超えた場合は、補助を制限させていただく場合があります。
補助金額	新設の場合 1 基当たり 20,000 円まで 建替えの場合 1 基当たり 15,000 円まで (蛍光灯の防犯灯からLED等の省電力防犯灯に建替えた場合は、1 基当たり 20,000 円まで) ※撤去・解体費は補助対象外のため、ご注意ください。
申請方法	《提出書類》(必ず、工事着工前に相談してください) ①自治会等防犯灯設置費補助金申請書 ②請求書 ③設置図 ④設置(工事)費の領収書の写し ⑤東京電力へ申請した書類の写し等(新設、省電力防犯等への建替えの場合)
設置の条件	①防犯の目的のため、私道上などの一般公共のための街灯であること。(門灯、駐車場のみを照らす防犯灯等は対象外です) ②取付けの高さは、おおむね4.5mであること ③防犯灯の間隔は、おおむね30mであること ④明るさは、蛍光灯20W相当であること ⑤原則として東京電力(株)の管理電柱に併設すること
交付方法	審査のうえ、代表者の方に通知した後、請求書に記載された口座に振り込みます。
その他	広告等による寄付金等で設置されたものは補助対象になりません。維持管理(電球交換・修理等)の費用に対する補助金は、別の手続きになります。

問合せ先

市民協働・男女参画推進課 コミュニティ担当

電話 042-346-9532

自治会等防犯灯維持管理費補助

自治会等で管理している私道上にある防犯灯の維持管理（電球交換・修理等）に要した費用を補助する制度です。

	内容
受付期間	毎年、１０月と３月に申請用紙を自治会の代表者の方にお送りしますので、受付期間内に必要事項を記入して提出してください。
補助限度年額	２００円×防犯灯数 ※防犯灯数とは、その年の９月１日に自治会等が管理している防犯灯基数です (実際に電球交換、修理を行った基数ではありません)
申請方法	《提出書類》 ①自治会等防犯灯維持管理費補助金交付申請書 ②維持管理に要して費用を示す領収書（レシートでも可）の写し ③防犯灯設置位置図 ④請求書
補助の対象	①蛍光管・ナトリウム灯等の交換費用 ②自動点滅器が故障した場合における修理（交換）の費用 ③器具の清掃や補修などに要した費用 ④その他、器具の維持管理のために必要な費用
交付方法	審査のうえ、代表者の方に通知した後、請求書に記載された口座に振り込みます。

問合せ先

市民協働・男女参画推進課 コミュニティ担当

電話 ０４２－３４６－９５３２

自治会等掲示板設置費補助

自治会等が地域住民に対し広報伝達のために設置した掲示板の設置に要する費用について補助する制度です。

	内容
受付期間	随時 ※ただし、年度内の申請が市の年度の予算を超えた場合は、補助を制限させていただく場合があります。
補助金額	設置に要した費用の 70% (ただし、補助の上限額は 13,000 円)
申請方法	《提出書類》(必ず、工事着工前に相談してください) ①自治会等掲示板設置費補助金申請書 ②請求書 ③設置見取図、立面図 ④設置(工事)費の領収書の写し
設置の条件	①自治会内の地図や一定の文言を固定的に表記した「案内板」は、補助対象となりません。 ②掲示板の標準的な大きさは 0.8 m²です。(例 100cm×80cm) ③広告などによる寄付金などで製作されたものは、補助の対象外です。 ④一部修理・補修・移設などは対象になりません。朽廃等による建替えの場合は対象となります。
交付方法	審査のうえ、代表者の方に通知した後、請求書に記載された口座に振り込みます。

問合せ先

市民協働・男女参画推進課 コミュニティ担当

電話 042-346-9532

私道補修工事補助

一定の要件を満たす私道について、申請に基づき市で工事を行い、工事費を補助しています。

	内 容
受付期間	随時 ※ただし、原則として申請を受けた順番に、毎年度の予算の範囲内で工事を実施しているため、お待ちいただく場合があります。
対象となる私道	①原則として、幅員 4m以上のもの ②どなたでも利用することができる道路
対象となる工事	①舗装工事 ②排水工事 ③砂利敷工事 ④吸込槽等の排水施設の清掃
補助率	工事費用の 9 割
申請方法	代表人（窓口となる方）を定めて、事前に相談してください。 現地確認を行い、工事内容と概算工事金額をお伝えしますので、 自治会・地域内で合意の上、申請してください。 《提出書類》 ①私道補修工事申請書 ②私道の案内図及び平面図 ③私道補修工事に関する同意書 ④私道補修工事申請に関する調書
注意点	①道路及び隣接する土地の所有者から必ず工事の同意を得てください。 ②当該工事にかかる、支障物件の撤去、地下埋設物の移設、各戸出入口の整備、各戸塀の補修費用は、補助の対象外です。 ③道路と宅地の境界については、関係者で協議し決定したうえで申請してください。

問合せ先

道路課 計画担当

電話 042-346-9548

資源回収団体補助金

地域の家庭から出される新聞・雑誌・段ボール・ビン・カン等の資源物を自治会、子供会、高齢クラブなどの地域団体が一定の日時や場所に集めて、資源回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動のことです。こうした活動がごみ減量、リサイクル推進につながることから、その回収量に応じて補助金を交付しています。

	内 容
受付期間	団体登録の上、9月頃に上半期分（3月分から8月分）、3月頃に下半期分（9月分から2月分）を受付
補助金額	①布類 1kgあたり7円 ②新聞・雑誌類・段ボール 1kgあたり9円または6円 ※引渡し業者選定依頼書を提出した場合は、補助金額が1kgあたり6円になります。 ③牛乳パック 1kgあたり9円 ④生きビン 1本あたり7円 ⑤カレット（ビンを細かく砕いたもの）1kgあたり7円 ⑥金属類（スチール缶） 1kgあたり7円 ⑦アルミ缶 1kgあたり25円
団体登録のながれ	①団体で役割決め、回収品目、集積所、回収日を決める →②団体で回収業者を選び契約する。 →③市に登録申込書を提出する。
注意事項	店舗から出される資源は団体で回収しないでください。参加世帯以外の一般の集積所から資源を回収しないでください。

※業者の紹介が必要な場合は、「引渡し業者選定依頼書」をご提出ください。

問合せ先

資源循環課 推進担当

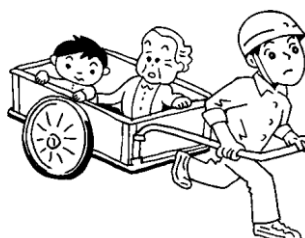
電話 042-346-9535

自主防災組織

災害時には、地域の結びつきが大きな力を発揮します。市では、災害時に助け合いのできる地域づくりをしていただくために、自主防災組織の結成を進めております。

①自主防災組織結成の届出

	内 容
受付期間	随時
組織の要件	①市内一定地域における住民により自主的に結成されたものであること。 ②1組織が50世帯以上で構成されていること。※ ③小平市自主防災組織結成届により市長に届出をしていること。 ④年1回以上防災訓練を実施していること。 ⑤市及び消防署が実施する防災訓練並びに防災に関する諸行事に参加していること。
届出方法	≪提出書類≫ ①小平市自主防災組織結成届 ②役員名簿 ③組織図 ④組織の区域図 ⑤規約
その他	※50世帯に満たない場合でも、10世帯以上から自主防災グループとして登録できますので、ご相談ください。 支援内容は、地域防災フォーラムや各種防災セミナーの案内、防災訓練の支援等（補助金の交付は50世帯以上から）になります。



②自主防災組織補助金

	内 容
補助内容	①予防活動に要する経費 ②防災資器材整備に要する経費 ③組織の運営に要する経費
補助金額	<結成初年度> ●予防活動費及び防災資器材整備費 300 世帯以上の組織 70,000 円以内 100 世帯以上 300 世帯未満の組織 30,000 円以内 100 世帯未満の組織 世帯数×300 円以内 ●組織運営費 30,000 円以内 <結成翌年度以降> ●予防活動費、防災資器材整備費及び組織運営費 30,000 円 ＋（世帯数×80 円）以内
申請方法	≪提出書類≫ ①小平市自主防災組織補助金交付申請書 ②防災訓練等実施計画書 ③自主防災組織世帯数報告書 ④自主防災組織運営費補助金請求書兼口座振替依頼書
交付決定	審査のうえ、代表者の方に通知した後、申請時に指定いただいた口座に振り込みます。
実績報告	事業が完了したときには次の書類の提出が必要です。 ①小平市自主防災組織補助金実績報告書 ②防災訓練等実施報告書 ③防災資器材購入等の領収書の写し ④自主防災組織所有資器材一覧表

問合せ先

防災危機管理課 防災危機管理担当

電話 042-346-9519

自治会消火器等購入設置費補助

初期消火に備えて、自治会で消火器などを購入し、ブロック塀や街頭などに設置した場合に補助を行っております。

	内 容
受付期間	随時
補助金額	1 か所あたりの設置費用の2分の1の額×設置か所数 ※ただし、1 か所あたりの補助額上限は8,000円です。
申請方法	<<提出書類>> ①自治会消火器等購入設置費補助金申請書 ②見積書
補助の条件	①対象は新設の消火器と格納箱です。（使用期限の切れた消火器の更新や薬剤の充填は対象外です。） ②誰でも使用できる場所に設置してください。 ③10世帯につき1か所の割合で補助します。
交付決定	審査のうえ、申請者の方に通知した後、申請時に指定いただいた口座に振り込みます。
その他	消火器等設置完了報告書が必要となります

問合せ先

防災危機管理課 消防担当

電話 042-346-9813

地域コミュニティ用備品の貸出

地域のコミュニティ活動を支援するため、市では市内の自治会等の団体に各種レクリエーション用の備品を貸し出しています。

	内 容
受付期間	貸出希望日の3か月前の日の属する月の初日から (ただし、希望多数の場合は、調整を行うことがあります)
対象行事	市内の自治会等の団体が実施する行事のうち、下記に該当しないもの ①公益を害する、または風俗を乱すおそれがある ②営利を目的とする ③政治的目的を有する ④その他教育委員会が不適当と認めるもの
申請方法	お電話にて空き状況を確認していただき、仮予約をしてください。仮予約後、市役所5階の地域学習支援課窓口へお越しいただき、申請書のご記入をお願いします。
貸出日数	原則、4日以内
貸出備品	もちつきセット、綿菓子機(電気式)、ポップコーン製造機、10人用キャンプテント、はんごう、渡し棒、鉄板、なべ、やかん、他 (詳細、数量については市HPをご覧ください)
貸出・返却	小平市役所第5倉庫(地下2階)にて (土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)
注意事項	①備品の使用に際しては、破損等に注意するとともに、次に使う人が気持ちよく使えるように、きれいにしてから返却してください。 ②費用は無料です。ただし、備品を損傷、紛失したときは、その損害に相当する額を負担していただきます。

問合せ先

地域学習支援課 事業推進担当

電話 042-346-9834

イベント用食器・容器の貸出

できるだけごみを出さないイベントを実現するために、洗って繰り返し使えるイベント用食器・容器を無料で貸し出しています。

	内 容
申込み先	(公社)小平市シルバー人材センター
貸出対象	市内で行われるイベント、行事等を実施する市民の団体、グループ等
種類	お皿…1,500枚、おわん…3,000個、 はし…1,350膳、フォーク…50本、 スプーン…900本、 コップ…600個、湯のみ…250個、 かき氷カップ…200個
貸出・返却	リプレこだいら(小川東町5-19-10)にて 営業時間 午前10時～午後5時 休業日 毎週水曜・木曜及び年末年始
費用等	貸し出しは無料です。ただし、洗浄代として1枚4円かかります。 ※自分で洗浄・消毒をされる場合は、料金はかかりません。

申込み先

(公社)小平市シルバー人材センター

電話 042-344-2120

問合せ先

資源循環課 推進担当

電話 042-346-9535

自治会へのご案内（各種相談、募集等）

※令和7年4月時点のものです。内容は変更となる場合がございます。

私道の市への寄付・・・・・・・・・・・・・・・・	28ページ
カーブミラーの修繕・・・・・・・・・・・・・・・・	29ページ
市道の街路灯が消えていたら・・・・・・・・	30ページ
小平市消費生活センター・・・・・・・・・・	31ページ
地域包括支援センター・・・・・・・・・・	32ページ
クリーンメイトこだいらの募集・・・・・・・・	34ページ
食物資源循環事業（生ごみリサイクル）の参加世帯の募集 ・・・・・・・・・・	35ページ
公園・道路等ボランティアの募集・・・・・・・・	36ページ
こだいら花いっぱいPROJECTメンバー募集	37ページ
小平市公園等アダプト制度の活用・・・・・・・・	38ページ
自治会による清掃活動の申込み・・・・・・・・	39ページ
介護予防見守りボランティアの募集・・・・・・・・	40ページ
市民活動支援センター あすぴあ・・・・・・・・	41ページ
地域センター・・・・・・・・・・・・・・・・	42ページ

私道の市への寄付

一定の要件を満たす私道については、市に寄付する制度があります。

	内 容
受付期間	随時
対象となる私道	①路線が系統的で、一般交通上必要と認められること。 ②起点及び終点(市の公共施設等に通じる道路の場合にあっては、起点又は終点)が公道に接続すること。 ③幅員が4m以上で、建築基準法第42条第1項第2号、第3号若しくは第5号又は第2項に規定する道路であること。 ④道路の交差箇所に2m以上の適切な隅切があること。 ⑤道路敷地及び構造物等が、市に無償譲渡されること。 ⑥道路に私権が設定されていないこと。 ⑦道路境界が確定しており、支障物件がないこと。 ⑧道路形態どおりに公図が分筆されていること。 ⑨路面がアスファルト舗装された良好な状態で、かつ、路面雨水等进行处理するために必要なU形溝、L形溝等の適切な排水設備が設けられていること。
申請方法	関係地権者代表人（窓口となる方）を定めて、調査申請を行ってください。現地調査、受入審査を経て、寄付申請をしていただきます。
注意点	①受入には、その道路の地権者全員の賛成が必要です。 ②調査申請から、受入までにはかなりの時間を要します。 受入後の維持管理は市で行いますが、全体的な道路整備をすぐに行うことができませんのでご了承ください。

問合せ先

道路課 路政担当

電話 042-346-9824

カーブミラーの修繕

市が管理するカーブミラーに破損がありましたら、ご連絡ください

	内 容
受付期間	随時
市管理のカーブミラー	市が管理しているカーブミラーには、管理番号が書かれた「緑色の管理プレート」が付いています。
注意	「緑色の管理プレート」が付いていないカーブミラーは、市の管理外のものです。 市管理のカーブミラーの鏡面や支柱に破損などがありましたら、下記問合せ先にご連絡ください。



問合せ先

交通対策課 交通安全担当

電話 042-346-9827

市道の街路灯が消えていたら

市道の街路灯が消えていたら、ご連絡ください。

	内 容
受付期間	随時
市管理の街路灯	市では、市道を中心に約8,800灯の街路灯を管理しています。市で管理している街路灯には管理番号が書かれた「緑色の管理プレート」が付いています。 消えている街路灯を見つけたら、交通対策課交通安全担当までご連絡ください。 なお、公園灯など管理担当が異なる際は担当課に引き継がせていただく場合がございます。
市管理外の街路灯	「緑色の管理プレート」が付いていない街路灯は、自治会や商店街などで管理しているものです。お住まいの自治会や商店街、もしくは市民協働・男女参画推進課コミュニティ担当までご連絡ください。



市管理の街路灯について
問合せ先

交通対策課 交通安全担当

電話 042-346-9827

自治会等で管理の街路灯について
問合せ先

市民協働・男女参画推進課 コミュニティ担当

電話 042-346-9532

小平市消費生活センター

消費生活関係の相談・商品の購入・悪質商法・契約のトラブル・借金問題など専門の消費生活相談員が、秘密厳守で相談を受け付けます。

電話番号	042-346-9550
受付時間	月曜から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時
場所	小平市役所 1 階（正面玄関入ってすぐ左）
相談方法	来室、電話どちらによる相談でも可能です。

消費者ホットライン

電話：188（局番なし）

受付時間：年末年始を除き、原則毎日。ガイダンスに従って操作をすると、その時に空いている相談窓口につながります。

小平市以外の消費生活相談窓口

○東京都消費生活総合センター

電話：03-3235-1155

受付時間：月曜～土曜（祝日、年末年始を除く）午前 9 時～午後 5 時

○(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

電話：03-6450-6631

受付時間：日曜日（年末年始を除く）午前 11 時～午後 4 時

○(公社)全国消費生活相談員協会

電話：03-5614-0189

受付時間：土曜、日曜（年末年始を除く）

午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 4 時

消費生活出前講座

消費生活相談員が自治会の集まりなどに出向き、消費者トラブルから身を守るコツをお話しします。詳しくは、下記問合せ先にご連絡ください。

問合せ先

市民課 市民相談担当

電話 042-346-9607

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の地域での生活を支援する総合機関です。小平市内を5つの圏域に分け、介護・保健・福祉の専門職がチーム支援を行っています。

圏域	事務所	住所	電話
中央圏域 小川東町、小川町 2 丁目、 学園東町 1 丁目	中央センター (基幹型)	小川町 2-1333 (健康福祉事務センター内)	042-345-0691
西圏域 栄町 1～3 丁目、中島町、 小川町 1 丁目、たかの台、 津田町 1 丁目、 上水新町 1～3 丁目、 上水本町 1 丁目	けやきの郷	小川町 1-485 (介護老人保健施設けやきの郷内)	042-349-2321
	たかの台出張所	津田町 1-7-10 (シティホーム鷹の台#4 1 階)	042-316-3367
中央西圏域 小川西町 1～5 丁目、 小川東町 1～5 丁目、 津田町 2～3 丁目、 学園西町 1～3 丁目、 上水本町 2～6 丁目	小川ホーム	小川西町 2-35-2 (特別養護老人ホーム小川ホーム内)	042-347-6033
	四小通り出張所	津田町 3-38-7	042-347-6600
中央東圏域 美園町 1～3 丁目、 大沼町 1～7 丁目、仲町、 学園東町 2～3 丁目、 学園東町、 喜平町 1～3 丁目、 上水南町 1～4 丁目	多摩済生ケアセンター	美園町 3-12-1 (多摩済生ケアセンター内)	042-349-2123
	喜平橋出張所	上水南町 2-23-20 (フェアビュー 1 階)	042-359-2831
東圏域 花小金井 1～8 丁目、 天神町 1～4 丁目、 鈴木町 1～2 丁目、 花小金井南町 1～3 丁目、 回田町、御幸町	小平健成苑	鈴木町 2-230-3 (特別養護老人ホーム小平健成苑内)	042-451-8813
	花小金井出張所	花小金井 1-17-1 (花小金井 R-Court II 4 階)	042-468-5143

地域包括支援センターの主な事業内容

- ①介護保険に関する申請や相談
- ②高齢者の方、高齢者の家族や地域住民の方からの相談
- ③介護予防に関すること
- ④高齢者の権利擁護に関すること
- ⑤地域で活動するケアマネジャーへの支援や助言

問合せ先

高齢者支援課 地域支援担当

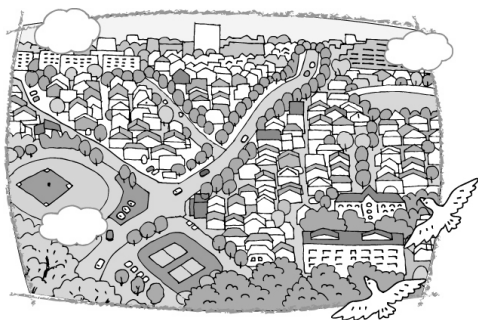
電話 042-346-9539

クリーンメイトこだいらの募集

クリーンメイトは、ボランティアとして、お住まいの地域でごみの減量とリサイクルについて指導的な役割を担っていただく方です。連絡会での情報交換、広報紙「クリーンこだいら」の編集やイベントでの活動、不法投棄監視ウィークの参加、地域のごみやリサイクルに関する情報収集等をしていただいています。

	内 容
受付期間	随時
活動内容	①クリーンメイト意見交換会への出席 ②広報紙「クリーンこだいら」の編集・発行 ③イベントでの活動 ④不法投棄監視ウィークでの監視活動 ⑤地域のごみ出しやリサイクルに取り組んでいる店舗の情報収集 他
申込み	氏名、住所、電話番号を下記問合せ先にご連絡ください

※クリーンメイトこだいらの正式名称は「小平市廃棄物減量等推進員」です



問合せ先

資源循環課 推進担当

電話 042-346-9535

食物資源循環事業（生ごみリサイクル）の参加世帯の募集

市では、家庭から出る生ごみを「食物資源」と位置づけ、フタ付きバケツに入れて週1回、回収して堆肥化する食物資源循環事業に取り組んでいます。生ごみの減量、カラス対策にも有効な取組にご参加下さい。

	内 容
受付時期	先着順
参加条件	3 世帯以上でグループを作り、グループ名、敷地内の排出場所（1 箇所）、代表者を決定の上、提出書類を提出してください。
申請方法	＜提出書類＞ ①小平市食物資源循環事業参加団体登録申請書 ②参加世帯名簿 ＜提出方法＞ ①資源循環課(リサイクルセンター)窓口での提出 ②郵送での提出 ③メールによる提出 ④FAX による提出 ※いずれかの方法によりお申し込み下さい。参加が決まりますと、専用バケツシールを代表者にお渡ししますので、使用するバケツに貼付けて下さい。
注意事項	10 リットル程度のフタつきバケツをご自身でご用意ください。
その他	参加者にはできあがった堆肥を年 2 回差し上げます（参加時期により堆肥の配布回数は異なります）。

詳しい情報や提出書類の様式は、市ホームページをご確認下さい。

食物資源循環事業



問合せ先

資源循環課 推進担当

電話 042-346-9535

公園・道路等ボランティアの募集

市が管理する公園・道路・緑地・緑道・用水路は、市内在住、在勤、在学の方のボランティア参加により、きれいな環境が保たれています。いつもきれいなまちづくりに、参加してみませんか。

	内 容
受付期間	随時
活動例	①花を育てる ②雑草取り ③ごみ・空き缶、落ち葉の清掃 ④低木の刈り込み等 ⑤剪定
活動場所	参加者が希望する公園・道路等で、市が認める場所
申込み	公園・道路等ボランティア参加申込書を提出
活動のサポート	①腕章の貸与 ②ごみ袋の配布 ③ごみが多い場合のごみ袋の回収 ④ちりとり、ほうき等の貸出



問合せ先

水と緑と公園課 管理担当

電話 042-346-9556

道路課 路政担当

電話 042-346-9824

こだいら花いっぱいPROJECT メンバー募集

緑化意識の向上と、まちの景観向上を目的として、「こだいら花いっぱいプロジェクト」を実施しています。こだいら花いっぱいプロジェクトには、どなたでも参加できます。花が好きな方、土いじりが好きな方、花の育て方を学びたい方、ボランティア活動に参加してみたい方など大歓迎です。

	内 容
受付期間	随時
活動内容	①小平駅南口ロータリー花壇の花植え活動 ②公園・用水路等の花植え活動 ※活動内容は、メールまたはFAXでご連絡いたします。 都合の良い日や、自宅付近での活動のみの参加でも大歓迎です。ぜひ、ご参加ください。
申込み	〈個人〉 氏名・メールアドレス（携帯メール可）またはファクシミリ番号・住所を下記問合せに連絡ください。 〈団体〉 上記の方法により、代表者の方の登録で、団体の人数をご連絡ください。

問合せ先

水と緑と公園課 緑政担当

電話 042-346-9830

FAX 042-346-9513

E-mail koen@city.kodaira.lg.jp

小平市公園等アダプト制度の活用

市に代わって継続的に公園を管理しながら、独自のアイデアで自治会活動の場として公園を活用していただくことを目的としています。

	内 容
受付期間	随時
活動内容	①公園を利用した独自の活動 ②ゴミや落ち葉等の清掃 ③雑草取り ④低木の刈り込み等 ⑤剪定 ⑥花壇の設置
活動場所	自治会区域内および隣接する公園または緑地で、市が認める場所
申込み	小平市公園等アダプト制度申込書、活動計画書、活動参加者名簿を提出
活動報告	年度ごとの活動計画に基づいて活動し、実績報告書を提出していただきます。
活動のサポート	①腕章の貸与 ②ボランティア保険の加入 ③活動に必要な器材や消耗品の貸与 ④収納倉庫の貸与 ⑤活動団体名の掲出

問合せ先

水と緑と公園課 管理担当

電話 042-346-9556

自治会による清掃活動の申込み

自治会による清掃活動（クリーン作戦）を実施いただく場合は、ごみ袋とボランティア清掃ごみ用シールをお渡ししています。

	内 容
受付期間	随時（清掃活動実施前にお申し込みください）
申込み	地域環境美化活動届を事前に提出
注意	ごみ袋等の受取を東西出張所で御希望される場合は、ご相談ください。

ご案内

- ①市では毎年 5 月 30 日以降の最初の日曜日を一齐清掃の日（ごみゼロデー）と定め、まちをきれいにする運動を進めています。
- ②市では毎年 10 月 1 日から 10 月 7 日を、「みんなでまちをきれいにする週間」として、環境美化活動を実施しています。

皆さまのご協力をお願いいたします。

問合せ先

環境政策課 環境対策担当

電話 042-346-9536

介護予防見守りボランティアの募集

介護予防見守りボランティアとは、①身近な地域の中で、さりげない見守りを行い、ひとり暮らし高齢の方などの安心した生活を支援しながら、②見守りボランティア活動を通じて、自身の介護予防を推進する、ボランティア活動です。

	内 容
対象者	市内在住で 65 歳以上の方 (65 歳未満の方は、見守りボランティアの協力者として登録させていただきます。)
登録	見守りボランティア登録研修の受講後に登録
主な活動	①日常生活の中で、気がかりなことを感じたら、最寄りの地域包括支援センターに連絡する ②定期的に開催するボランティア交流会に参加する ③見守りに関する研修会に参加する

問合せ先

高齢者支援課 地域支援担当

電話 042-346-9539

市民活動支援センター あすぴあ

あすぴあは、住みよいまちをつくるために、市民が考え、話し合い、活動することを支援する施設です。自治会の団体登録はできませんが、個人での利用はいつでもどなたでも利用できます。また地域と地域の課題に取り組む市民活動団体や人材を結びつけることで自治会活動をサポートいたしますので、お気軽にお問合せください。

	内 容
開館時間	午前 9 時～午後 9 時 休館日 月曜、祝祭日、奇数月の第 2 日曜日、年末年始
場所	小平元気村おがわ東 2 階（小川東町 4-2-1）
どなたでも 利用できる こと	①各種イベントの開催（講座・学習会・交流サロンなど） ②なんでも相談室（地域活動・市民活動などの相談） ③交流スペース（インターネット環境あり・予約不要）
自治会活動 のサポート	こだいら人財の森（地域の人材の紹介） 社会的な課題に取り組む市民活動団体の紹介



問合せ先

小平市民活動支援センターあすぴあ

電話 042-348-2104

E-mail info@kodaira-shiminkatsudo-ctr.jp



地域センター

地域センターは、

- ・地域の皆さんのコミュニティ活動や情報交換の場です。
- ・ロビー・遊戯室など、高齢者や子ども、親子の交流の場です。

	内 容
開館時間	午前 9 時～午後 1 0 時 休館日 毎月第 1・3 火曜日 年末年始
使用料	市内の自治会が利用する場合の使用料は免除されます。
利用施設	集会室、娯楽室（和室）、小会議室 ※施設の詳細は、地域センターによって異なります。それぞれの地域センターにご確認ください。
優先利用	①一般団体の申込開始日より前から申込みできます。 ②月の利用数の制限がありません。 ※申込方法等の詳細についてはお問い合わせください。



問合せ先

市民協働・男女参画推進課 地域センター担当

電話 042-346-9812

市民活動支援センター・地域センター案内図



番号	施設名	住所	電話番号
☆	市民活動支援センター あすぴあ	小川東町 4-2-1	042-348-2104
①	中島地域センター	中島町 26-9	042-345-9010
②	上水新町地域センター	上水新町 1-14-18	042-343-9030
③	小川西町地域センター	小川西町 5-4-17	042-344-9010
④	小川西町中宿地域センター	小川西町 2-30-1	042-344-9111
⑤	小川東町地域センター	小川東町 1805	042-343-9060
⑥	小川東第二地域センター	小川東町 5-9-1	042-343-9071
⑦	上水本町地域センター	上水本町 3-11-11	042-325-9013
⑧	喜平地域センター	喜平町 1-10-9	042-327-9067
⑨	学園西町地域センター	学園西町 2-12-22	042-347-9100
⑩	学園東町地域センター	学園東町 2-16-11	042-343-9015
⑪	美園地域センター	美園町 1-19-2	042-347-9188
⑫	御幸地域センター	御幸町 58	042-322-9007
⑬	鈴木地域センター	鈴木町 1-400	042-325-9080
⑭	天神地域センター	天神町 4-3-1	042-345-9016
⑮	大沼地域センター	大沼町 2-17-33	042-343-9050
⑯	花小金井北地域センター	花小金井 3-10-1	042-461-9005
⑰	花小金井南地域センター	花小金井南町 3-3-17	042-461-9102
⑱	小川町二丁目地域センター	小川町 2-1154	042-341-0016
⑲	小川町一丁目地域センター	小川町 1-3045	042-345-0404



自治会ハンドブック

発行：令和7年4月

小平市役所 地域振興部 市民協働・男女参画推進課

小平市小川町2-1333

TEL 042-346-9532